

次期埼玉県教育振興基本計画（素案）について

第2章 施策の展開

令和5年9月13日
第3回有識者会議

ア 現状と課題

- 全ての子供に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む態度等を育成するためには、一人一人の成長やつまづきなどを把握した上で、個々の興味・関心・意欲等を踏まえたきめ細かい指導・支援を行うことが重要です。
- 本県では、平成27年度（2015年度）から、小学校4年生から中学校3年生までを対象として「埼玉県学力・学習状況調査」を実施し、調査結果を分析・研究して優れた指導方法を把握するなど指導の改善に活用しています。また、一人一人の「学力の伸び」や学習内容の定着度を把握し、それらの学習データを活用して個に応じた指導の実現に取り組んでいます。
- 高等学校においては、中学校までの学習状況を踏まえながら、個々の生徒の学力や学習状況を把握することにより、生徒一人一人の学力や学習意欲の向上に取り組んでいます。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒には、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成などにより、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援に努めています。

イ 施策の方向性

- (ア) 児童生徒の学習意欲と学力を確実に伸ばす教育を推進します。
- (イ) 学習データを活用した個に応じた指導を推進します。
- (ウ) 児童生徒へのきめ細かな指導を充実します。

ウ 主な取組

- (ア) 「埼玉県学力・学習状況調査」の実施・活用と指導方法の改善
- (イ) 学習データを活用した個に応じた指導の研究・実践
- (ウ) 児童生徒の学習意欲・学力向上の取組の推進
- (I) 少人数指導などのきめ細かな指導の充実

ア 現状と課題

- 将来の予測が困難な時代の中で、一人一人の豊かで幸せな人生と持続的に発展する社会の実現のためには、社会への主体的な関わりや多様な人々との交流を通じて新たな価値を創造し、人生や社会の未来を切り拓くことのできる力をもった人材を育てることが求められています。
- そのため、答えが一つに定まらない問題に自ら課題を発見し答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを、発達の段階に応じて児童生徒に育成していくことが必要です。
- 本県では、児童生徒が主体的に学びに参加し、話し合い、お互いの関わりの中で考えを統合して自らの理解を深める「協調学習」に取り組むなど、授業の改善を推進しています。
- また、持続可能な社会の創り手の育成に向けて、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく教科等横断的な学習の充実を図ることが必要です。
- さらに、情報モラルを含む情報活用能力を身に付け、自分で考え行動できる力を育むことも求められます。
- 加えて、読書は、感性を磨き、想像力を豊かにするなど、人生をより深く生きる力を身に付けることに資するとともに、文章の内容を的確に捉えながら読み解く力や、表現する力などを育むことに資するという観点からも、その重要性が高まっているとの指摘もあり、読書活動を推進する必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 児童生徒の思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む態度を育成します。
- (イ) 各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力を育成します。
- (ウ) 情報活用能力を育成します。
- (I) 家庭・地域・学校における子供たちの読書活動を推進します。

ウ 主な取組

- (ア) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善（施策4にも記載）
- (イ) 指導内容・指導方法の工夫・改善
- (ウ) **教科等横断的な学習の充実**
- (I) **地域社会との連携・協働による学びの推進**（施策23にも記載）
- (オ) **情報活用能力の育成**
- (カ) 読書活動の推進（施策6にも記載）

ア 現状と課題

- これからの社会を主体的に生きる日本人を育成するためには、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土埼玉を愛する態度や他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う教育が大切です。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷していた国際経済やグローバルな人的交流は回復基調にあるとともに、デジタル化の進展により、国内にいながら直接世界とつながる機会も増えています。
- さらに、ロシアによるウクライナ侵略などの国家間の政治的・経済的な緊張や紛争、新型コロナウイルス感染症の流行などが原因で、世界的に不安定な状況が続いています。このような状況は、グローバル化の進展に伴い強まった世界の国々の相互依存関係もあり、世界経済にも影響を与え、私たちの生活にも無関係ではありません。
- 加えて、近年、気候変動の影響により、自然災害が激甚化・頻発化していることが指摘されています。こうした中で、社会の持続的な発展を生み出す人材として、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、社会経済的な課題解決に参画するグローバル・リーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成が求められています。
- そのためには、我が国の伝統と文化を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度や、チャレンジ精神、多文化共生の精神、豊かな語学力など異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築する能力を育成する教育の充実を図ることが必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土埼玉を愛する態度を養います。
- (イ) グローバル化の進展に対応する力を育む教育を推進します。
- (ウ) 児童生徒の外国語教育などを充実します。

ウ 主な取組

- (ア) 伝統と文化を尊重する教育の推進
- (イ) グローバル化の進展に対応する力を育む教育の推進
- (ウ) 世界で活躍できる人材の育成
- (I) SDGsの実現に向けた教育の推進（施策12にも記載）
- (オ) 英語をはじめとした外国語教育の充実

ア 現状と課題

- 今後、AIやロボットなど、技術革新の更なる進展により、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society 5.0）が到来すると予想される中、複雑かつ困難な社会課題の解決や持続的な社会の発展に向けて、新たな価値を生み出す創造性を有して活躍できる人材を育成することが求められています。
- そのため、コミュニケーション能力や問題発見・解決能力などの基礎となる力とともに、科学技術や理科・数学、ものづくりに対する興味・関心を高め、基本的な知識を身に付けるための取組を推進することが必要です。
- また、未来に向けて、新たな価値を創造していくためには、社会の持続的な発展を牽引し、イノベーションの創出につながる次代の科学技術を担う人材やアントレプレナーシップ（起業家精神）を備えた人材を育成していく必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) コミュニケーション能力、問題発見・解決能力を育成します。
- (イ) 子供たちの科学技術や理科・数学、ものづくりに対する興味・関心を高め、基礎的素養や論理的に考える力を育みます。
- (ウ) 新たな価値を生み出し、社会の持続的な発展を牽(けん)引する人材を企業等と連携して育成します。

ウ 主な取組

- (ア) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
(施策2にも記載)
- (イ) 科学技術等への関心を高める取組の推進
- (ウ) 社会の持続的な発展を牽引する人材の育成

ア 現状と課題

- 人格形成の基礎が培われる幼少期において、好奇心や探究心、豊かな感性など生涯にわたる学びの基礎を育むことの重要性が指摘されています。
- 幼稚園や保育所、認定こども園は、幼児期の教育について重要な役割を担っており、それぞれの取組を行うに当たっては、子供の教育について第一義的責任を有する家庭との連携・協力とともに、地域との連携・協力が不可欠です。
- 子ども・子育て支援制度に基づき、保護者の就労の有無にかかわらず、幼児が適切な教育・保育を受けられるようにするため、幼稚園・保育所がそれぞれの特長を生かした教育・保育を提供できるようにするだけでなく、両者の一体的な提供が求められています。
- また、小学校生活に適応できない「小1プロブレム」に対応し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との十分な連携が課題となっています。
- 幼稚園・保育所・認定こども園などの施設や機能を活用し、積極的に子育てを支援していく必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 家庭や地域と連携・協力した幼児教育を推進するとともに、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質向上を図ります。
- (イ) 子ども・子育て支援制度に基づく教育・保育の提供に向けた取組を推進します。
- (ウ) 子供の発達や学びの連続性を視野に入れた幼児教育を充実します。
- (I) 幼稚園・保育所・認定こども園などを活用して、子育て支援を充実します。

ウ 主な取組

- (ア) 家庭や地域と連携した幼児教育の推進
- (イ) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質能力の向上
- (ウ) 認定こども園の設置促進
- (I) 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続
- (オ) 幼稚園・保育所・認定こども園などを活用した子育て支援の充実（施策22にも記載）

ア 現状と課題

- 社会の多様化が進む中、一人一人が多様な他者を理解・尊重し、互いに認め合い支え合うことが、誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現につながります。
- あらゆる他者を価値のある存在として尊重する豊かな人間性と、他者との対話や協働を通じて知識や考えを共有し新しい解や納得解を生み出すため社会性を育てていくことが求められます。
- 令和5年4月には、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子供が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としたこども基本法が施行されました。
- このことを踏まえ、道徳教育や人権教育などによる子供の権利等の理解促進や、教育相談の充実などによる子供が安心して学べる環境の整備が必要です。
- また、少子化やデジタル化が進む中、現代の子供たちにはリアルな体験が不足していることが指摘されています。体験活動は、自己肯定感、自律性、協調性、積極性などの豊かな人間性や社会性を育成し、また他者と協働することにより共生社会の実現につながる意義を有しており、コロナ禍により機会が減少した様々な体験活動について、その機会の充実を図っていくことが求められます。
- さらに、児童生徒の規範意識を醸成するとともに、他者の意見を共感的に受け止める心などの豊かな人間性を育む必要があります。そのためには、子供たちが道徳的な課題に誠実に向き合い、それらを自分のこととして捉え、多様な人々と協働して学ぶ態度を育むことも重要です。
- 加えて、読書活動は、感性を磨き、想像力を豊かにするなど、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、子供の読書活動を充実していくことが大切です。
- そして、学校における部活動は、好ましい人間関係の構築や責任感・連帯感の涵(かん)養に資するなど、大きな役割を果たしています。その運営に当たっては、学校や地域の実態に応じて、外部人材活用、地域との連携など、持続可能な運営体制を整えることが必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 子供の権利や最善の利益を擁護するための取組を推進します。
- (イ) 子供たちの豊かな人間性や社会性を育むため、体験活動を推進します。
- (ウ) 児童生徒の社会的自立に向け、規律ある態度の育成に取り組みます。
- (エ) 様々な道徳的課題に児童生徒が向き合う「考え、議論する道徳」を推進します。
- (オ) 家庭・地域・学校における子供たちの読書活動を推進します。

ウ 主な取組

- (ア) **子供の権利利益を擁護するための取組の推進**
- (イ) 体験活動の推進
- (ウ) 規律ある態度の育成
- (エ) 道徳教育の充実
- (オ) 読書活動の推進（施策2にも記載）
- (カ) 持続可能な部活動の運営（施策10にも記載）

ア 現状と課題

- いじめは全ての子供たちに関係する問題であり、どの子供でも、どの学校にも起こり得るものであるとの認識の下、学校と家庭、地域、関係機関とが連携して、いじめを生まない環境づくりを推進するとともに、子供たちにいじめを許さない意識を醸成することが必要です。また、「いじめ防止対策推進法」や「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」などを踏まえつつ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが求められます。
- その際、いじめは人権の侵害であることや、相手の立場や気持ちを考えて行動することの大切さを児童生徒が理解し、いじめをしない態度や能力を身に付けるよう指導する必要があります。
- また、本県の暴力行為発生件数は減少傾向にあるものの、依然として多くの暴力行為が発生しています。暴力行為をはじめとした子供たちの非行・問題行動の予防・解決を図るため、家庭・地域社会等の協力を得た地域ぐるみの取組を推進するとともに、関係機関と連携した体制の充実を図り、取組を進める必要があります。
- さらに、生徒指導上の諸課題を未然防止するために、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を尊重し、また、その過程を学校や教職員が支えていくという視点も必要です。
- 少年非行の情勢としては、少年非行については全体的に減少傾向にはあるものの、特殊詐欺等に加担したり、大麻をはじめとした薬物を乱用して検挙される少年が後を絶たないなど、予断を許さない状況にあり、少年非行の防止や非行などの問題を抱える少年が立ち直るための支援に、地域や関係機関が連携して取り組むことが重要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 「いじめ防止対策推進法」等に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を進めます。また、子供たちの他者を思いやる心や人権感覚を育成するとともに、いじめ問題の解決に社会全体で取り組む気運の醸成を図ります。
- (イ) いじめ・非行・問題行動を防止するため、心理又は福祉に関する専門性の高い人材の活用を含めた教育相談体制を充実します。
- (ウ) 問題行動に対して組織的に対応する指導体制を充実するとともに、学校や教職員は、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を尊重し、また、その過程を支えていくという視点に立った発達支持的生徒指導を推進します。
- (エ) いじめ・非行・問題行動の防止や有害環境から子供を守るため、家庭・地域と協力した取組を推進するとともに、関係機関と連携した体制の充実を図ります。
- (オ) 非行などの問題を抱える少年の立ち直りを支援します。

ウ 主な取組

- (ア) いじめ防止対策の推進
- (イ) 教育相談活動の推進（施策14にも記載）
- (ウ) **児童生徒の諸課題に対応するための生徒指導体制の充実**
- (エ) **発達支持的生徒指導の推進**
- (オ) **児童生徒の自殺予防対策の推進**
- (カ) 非行・問題行動の防止
- (キ) 青少年を有害環境から守るための取組の推進（施策23にも記載）
- (ク) 立ち直り支援策の推進

ア 現状と課題

- 人間関係の希薄化や規範意識の低下、家庭・地域の教育力の低下などに伴い、様々な偏見や差別、いじめなどの人権に係る問題が発生しています。また、インターネットによる誹謗中傷、感染症などを理由とした差別のほか、LGBTQや外国人に対する偏見など、様々な人権課題が生じています。
- 誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現に向けて、発達の段階に応じて、人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権問題を解決しようとする子供を育成するための取組を推進する必要があります。
- また、男女共同参画の視点に立った教育や新たな人権課題に対応した教育を充実させることが必要です。
- さらに、県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和4年度（2022年度）は18,877件で、過去最多となり、児童虐待防止の取組の充実が求められています。
- 加えて、弱い立場に置かれた子供・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状や、被害に遭っても、それを性被害であると認識できないことや、声をあげにくく適切な支援を受けることが難しいことなどの課題も指摘される中、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしない教育を推進する必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 自分の人権を守るとともに他の人の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図るため、児童生徒や保護者をはじめとする県民の豊かな人権感覚を育成します。
- (イ) 様々な人権課題に対応した教育を充実します。
- (ウ) 子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしない教育を推進します。
- (I) 関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

ウ 主な取組

- (ア) 学校・家庭・地域における人権教育の推進
- (イ) 人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善
- (ウ) 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成
- (I) **子供を性暴力の当事者にしないための教育の推進**
- (オ) 様々な人権課題に対応した教育の充実
- (カ) 虐待から子供を守る取組の推進

ア 現状と課題

- 生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を作るには、学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する必要があります。全国学力・学習状況調査における質問紙調査の結果では、「毎日同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合」が令和元年度以降減少しています。コロナ禍における臨時休業や分散登校、部活動の停止等の児童生徒の生活習慣への影響も懸念されており、学校・家庭・地域が連携して、子供たちの生活リズムを整えるなど、子供たちの健康づくりに取り組んでいくことが重要です。メンタルヘルスやアレルギー疾患、感染症など、健康課題が複雑化・多様化しており、学校・家庭・地域の医療機関等の連携による保健管理等を推進する必要があります。
- 発達の段階に応じた性に関する指導や、最新の情報を取り入れた薬物乱用防止教育を推進することが必要です。
- また、社会状況の変化に伴い、子供たちの食生活の乱れが指摘されています。食育については第一義的な役割は家庭にあります。子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校においても食育推進体制を整備して取り組むことが大切です。
- さらに、子供がスマートフォンをはじめとする情報機器に接する時間の増加により生活時間が変化しており、規則正しい生活習慣の確立が求められます。

イ 施策の方向性

- (ア) 時代の変化とともに新たに生じる課題への対応を含め、学校の教育活動全体を通じた体系的な学校保健を充実します。
- (イ) 食事についての正しい知識や、望ましい食習慣を子供たちが身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。
- (ウ) 子供の基本的な生活習慣の確立を推進します。

ウ 主な取組

- (ア) 学校保健の充実
- (イ) 妊娠・出産・不妊に関する知識の普及啓発と性に関する指導の推進
- (ウ) 薬物乱用防止教育の推進
- (エ) 食育の推進
- (オ) 基本的な生活習慣の確立に向けた支援

ア 現状と課題

- 本県の子供たちの体力は、小学生、中学生、高校生のそれぞれにおいて、低下傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、学校における体育的行事を含めた体力向上に対する取組が減少していることなどが要因の一つと考えられます。
- また、子供の生活全体から日常的な身体活動が減少しており、運動をする子供としない子供の二極化の傾向も指摘されています。
- 生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現するためには、学校での授業や体育的行事、部活動などの体育的活動や地域のスポーツ活動の充実を図り、子供たちに運動習慣を身に付けさせることが大切です。
- 学校における部活動は、体力や技能の向上を図るとともに、好ましい人間関係の構築や責任感・連帯感の涵(かん)養に資するなど、大きな役割を果たしています。その運営に当たっては、学校や地域の実態に応じて、外部人材活用、地域との連携や合同部活動の取組など、持続可能な運営体制を整えることが必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 児童生徒一人一人の実態に合った体力の向上を図ります。
- (イ) 生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を築くため、体育的活動の内容や指導方法の改善・充実を図ります。
- (ウ) 部活動の持続可能な運営体制を整えます。

ウ 主な取組

- (ア) 児童生徒の体力の向上
- (イ) 体育的活動の充実
- (ウ) 生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質の育成
- (I) 持続可能な部活動の運営（施策6にも記載）

ア 現状と課題

- 社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくためには、社会人、職業人としての基礎となる知識・技能などを身に付ける必要があります
- AIやロボットの発達により、特定の職種では雇用が減少し、今後は問題発見力や的確な予測、革新性といった能力が一層求められると見込まれ、これからの時代の働き手に必要となるスキルが今後変容していくことが予測されています。
- このような社会の大きな変化が見込まれる現状において、子供たちが社会人・職業人として自立し、社会の変化に対応し、更に、新しいものを創り出す創造力や、多様な人々と協働しチームで問題を解決するといった能力、リーダーシップやチャレンジ精神を身に付けることが必要です。
- そのためには、各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育・職業教育を推進し、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進することが大切です。

イ 施策の方向性

- (ア) 学校において、家庭や地域・企業と連携して、各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育・職業教育を推進します。
- (イ) 学校において、家庭や地域・企業と連携した就職支援に取り組みます。
- (ウ) 子供たちが自分の興味・関心と働くことを関連付け、働くことへの関心・意欲を高められるように、学校・地域・企業などが一体となって、実際の職場での体験活動を推進します。
- (I) 専門高校などにおいて、地域産業などを支える人材を育成するため、実践的で高度な専門的知識・技術の習得を図る産業教育に取り組みます。

ウ 主な取組

- (ア) 小・中学校、高等学校における体系的・系統的なキャリア教育・職業教育の推進
- (イ) 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の推進（施策13にも記載）
- (ウ) 企業等と連携した職場体験活動などの充実
- (I) 専門高校における産業教育の推進
- (オ) 専門高校拠点校の整備
- (カ) 地域産業や保健・医療・福祉などを支える専門的人材の育成

ア 現状と課題

- 社会の持続的な発展を生み出す上では、一人一人が主体的に社会に関わっていくことが重要です。そのため、学校教育において、地域社会とも連携しつつ、主体的に社会の形成に参画する力を、これからの社会・経済を担っていく子供たちに育むことが求められます。
- こども基本法が令和5年4月に施行されたことや、選挙権年齢の引下げにより、18歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになったことを踏まえ、社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を身に付けるため、意見表明による主体性の育成や主権者教育などが重要になります。
- また、成年年齢の18歳への引き下げを契機に若年者の消費者トラブルが増加していくことが懸念されます。そのため、消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる力を身に付ける消費者教育などが重要になります。
- さらに、持続可能な社会の創り手を育成するため、環境問題や資源・エネルギー問題についての学習の充実が求められます。
- 加えて、将来、子供たちが社会的に自立した存在になる上では、職場や地域社会で多様な人々と協働していくための社会性やコミュニケーション能力などの育成が重要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 公共の精神に基づいて個人と社会との関係を適切に理解するとともに、主体的に社会的課題に対応し、将来の社会を担っていくことができる力を育成します。
- (イ) 自立した消費者としての責任ある消費行動ができるよう必要な知識や考える力などを育成します。
- (ウ) 持続可能な社会の創り手となる力を育成します。
- (I) 他者と連携・協働していくための力を育成します。

ウ 主な取組

- (ア) **子供の意見表明による主体性の育成**
- (イ) 主権者教育の推進
- (ウ) 消費者教育の推進
- (I) 環境教育の推進
- (オ) SDGsの実現に向けた教育の推進（施策3にも記載）
- (カ) 多様な人材と協働する力の育成

ア 現状と課題

- 誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず、全ての子供が共に学ぶ環境を整備すると同時に、一人一人の状況に応じた教育を進めることが重要です。
- 平成26年(2014年)に「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成28年(2016年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、共生社会の実現に向けて我が国の法制度も大きく変化しています。
- 障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、その構築の視点に立った特別支援教育を着実に進めていくことが求められます。
- 本県では、これまでインクルーシブ教育システムの構築に向け、支援籍学習を進めるなど障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するとともに、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の充実に取り組んできました。
- 今後も、障害のある子供と障害のない子供が共に過ごすための条件整備とともに、全ての子供たちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、発達障害を含む障害のある子供たちが必要な指導・支援を受けられる「多様な学びの場」の整備が必要です。
- 令和3年(2021年)には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、今後、医療的ケア児に対する教育を行う体制の拡充も求められます。
- また、教員の専門性の向上や、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への指導や支援を切れ目なく行う体制の整備、県立特別支援学校における過密状況への対応、障害のある子供の自立と社会参加に向けた一人一人の障害の状態や発達の段階に応じた指導・支援を充実することが課題となっています。
- さらに、障害のある教職員が身近で働いていることは、障害のある人に対する児童生徒の理解が深まるとともに障害のある児童生徒にとってロールモデルとなるといった効果が期待されます。このようなことから、障害者雇用を推進していく必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 共生社会の実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人のニーズに応じた連続性のある「多様な学びの場」の充実を図るとともに、教員の専門性の向上を図ります。
- (イ) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への切れ目ない指導や支援の体制を整えます。
- (ウ) 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育を推進します。
- (I) 障害のある子供たちの生涯にわたる学びを支援します。

ウ 主な取組

- (ア) **インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進**
- (イ) **特別支援学校などにおける医療的ケアの充実**
- (ウ) 特別支援教育に関する教員の専門性の向上
- (I) 小・中学校、高等学校などにおける特別支援教育の体制整備
- (オ) 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の推進(施策11にも記載)
- (カ) 障害者雇用の推進(施策17にも記載)
- (キ) 障害のある子供たちの生涯学習の推進

ア 現状と課題

- 本県の不登校児童生徒数は小・中学校で近年大幅に増加しており、令和3年度に初めて1万人を越えました。とりわけ、小学生の増加が著しく、不登校の低年齢化の傾向が見られます。不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものである一方で、将来にも長期に渡って影響を及ぼすとの指摘もあることから、早期段階からの適切な支援が必要です。
- また、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と教職員との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係の構築等を通じて、児童生徒にとって学校が安心感、充実感が得られる活動の場となるように魅力あるより良い学校づくりの推進が求められます。
- 加えて、本県の不登校児童生徒の約4割が学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない状況があります。不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の整備など、支援の充実を図る必要があります。
- 不登校児童生徒への支援においては、児童生徒一人一人の可能性を伸ばせるよう、本人の意思を十分に尊重した上で、関係機関等と連携し、社会的自立に向けた支援を行うことが求められます。
- 高校中途退学については、本県の公立高校中途退学率・中途退学者数は過去10年間に於いて減少傾向にありますが、依然として毎年1,000人程度の中途退学者がおり、今後も中途退学防止に向けた取組を続けることが重要です。中途退学の理由として、「学校生活・学業不適応」を挙げる割合が高くなっており、生徒が自分自身を見つめ直し、高校生活に意義を感じることができるような対策を進める必要があります。
- また、高校中途退学者等の進学や社会的自立に向けて、関係機関と連携し、切れ目のない支援体制の構築が求められます。

イ 施策の方向性

- (ア) 児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな教育相談ができる体制の充実を図ります。
- (イ) 不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向け、魅力あるより良い学校づくりや小・中学校の円滑な接続を推進します。
- (ウ) 個々の不登校児童生徒に対して多様な教育機会を確保するなど、状況に応じた支援を推進します。
- (エ) 不登校などを経験した者に、その意欲に応える様々な学習機会を提供します。
- (オ) 高校中途退学を防ぐため、学校生活への意欲を高める対策を推進するとともに、高校生の社会的自立に向けた支援を推進します。
- (カ) 高校中途退学者等の社会的自立に向けた支援を推進します。

ウ 主な取組

- (ア) 教育相談活動の推進（施策7にも記載）
- (イ) 不登校の未然防止の推進
- (ウ) 不登校児童生徒への支援の推進
- (エ) 意欲に応える学習機会の提供
- (オ) 高校中途退学防止対策の推進
- (カ) 高校中途退学者等の社会的自立に向けた支援

ア 現状と課題

- 外国人児童生徒等の増加、ヤングケアラーの顕在化、性の多様性への意識の高まり、家庭を取り巻く環境の変化等に伴い、教育をめぐるニーズは多様化しています。このような中においても、全ての子供たちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人一人の状況に応じた支援が求められています。
- 経済的に困難な子供については、家庭の経済状況によって進学等を断念することがないように、経済的に困難な高校生などに対して、修学を支援するための取組が重要です。また、生まれ育った環境にかかわらず自分の夢や希望を実現できるよう、学校教育において学力保障を図るとともに、福祉関係機関等と連携した支援が求められます。
- 帰国児童生徒や外国人児童生徒など日本語指導が必要な児童生徒などについては、学校生活へ円滑に適應できるよう、言語や文化等の差異に係るきめ細かな支援が必要です。
- 令和2年に「埼玉県ケアラー支援条例」、令和4年には「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行されました。
- 18歳未満のケアラーと定義されたヤングケアラーは家庭環境により必然的に介護や援助を行っている場合が多く、ケアラーの自覚がないまま将来のための大切な時間をケアに費やしている可能性があります。学校における早期発見と適切な支援につなげるとともに、全ての児童生徒に対しヤングケアラーへの理解を促進することが必要です。
- また、どの学校にもLGBTQの児童生徒が在籍する可能性があることに鑑み、性の多様性に関する理解増進を図るとともに、LGBTQの児童生徒に対し、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を進めることが重要です。
- さらに、義務教育未修了者等の就学の機会を提供する中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）への支援など、多様なニーズに応じて教育機会を確保する必要性が高まっています。
- 加えて、社会経済的な背景などにより学力向上に課題のある子供たちへの支援や教職員と心理や福祉等の専門家がチームとして連携・分担しながら様々な課題を抱える子供たちを支援することが求められています。

イ 施策の方向性

- (ア) 経済的理由によって進学等を断念することがないように経済的に困難な高校生などの修学を支援します。
- (イ) 帰国児童生徒や外国人児童生徒など、日本語指導が必要な児童生徒への教育を支援します。
- (ウ) ヤングケアラーである児童生徒を支援するとともにヤングケアラーに関する理解促進を図ります。
- (エ) 社会経済的な背景などにより学力に課題のある児童生徒への教育を支援します。
- (オ) LGBTQの児童生徒を支援するとともに性の多様性に関する理解促進を図ります。
- (カ) 中学校夜間学級における体制整備を支援します。
- (キ) 児童生徒の抱える様々な課題にきめ細かな対応をします。

ウ 主な取組

- (ア) **経済的に困難な子供への支援**
- (イ) 日本語指導が必要な児童生徒への教育支援
- (ウ) **ヤングケアラーへの支援**
- (エ) 学力に課題のある児童生徒への教育支援
- (オ) **LGBTQの児童生徒への支援**
- (カ) 中学校夜間学級の支援
- (キ) 児童生徒の抱える様々な課題への支援

ア 現状と課題

- 次代を担う児童生徒一人一人を認め、育むためには、個々の教職員が自らの職責と学び続ける教職員としての在り方を自覚しながら、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。
- 近年の大量退職等に伴う採用者数の増加や既卒の受験者数の減少、産休・育休取得者や特別支援学級の増加等や、教職員の長時間勤務による負担の大きさを背景に、教員採用選考試験の志願者数の減少や未配置・未補充などの教員不足の課題も生じています。
- そのような中、学校教育の質の維持向上を図るためには、きめ細かな人物重視の選考を進め、優秀な人材の採用に努めるとともに、採用後も指導力や使命感のある教職員の育成を継続的に図っていくことが一層重要になってきます。
- そのため、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて、教職員が主体的に学ぶ姿勢を支援しながら、個別最適な教職員の学びや協働的な教職員の学びの充実を図る必要があります。効果的な取組を行っている教職員の知識や技能などを学校組織の中で共有し、学校全体で活用していくことも大切です。
- また、教職員の人事評価制度を活用して、公正な人事管理や資質・能力の向上を図っています。
- 他方、教職員の不祥事は、児童生徒・保護者をはじめ関係する多くの方々の心を傷つけ、県民からの本県教育への信頼を失わせるもので、決してあってはならないものです。平成30年7月に策定した「不祥事根絶アクションプログラム」に基づき、様々な不祥事防止対策に取り組んでいますが、教職員による不祥事が無くならない状況にあります。令和5年5月に改訂した「不祥事根絶アクションプログラム」に基づき、引き続き不祥事根絶に向けた取組を推進し、県民からの信頼回復に努めていく必要があります。
- また、教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、教科書発行者と関わる教職員の服務規律を確保するとともに、教科書の採択権者である教育委員会はその権限と責任を自覚し、教科書採択を公正かつ適正に行わなければなりません。
- さらに、教職員の心や身体の健康の保持増進など教職員を支援することが必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 教育への情熱を持った優れた教職員を確保します。
- (イ) 教職員のキャリアステージに応じた研修や教育方法等の改善に向けた調査研究の充実を図ります。
- (ウ) 効果的な取組を行っている教職員の知識や技能を共有し、活用を図ります。
- (エ) 教職員の人事評価制度を活用し、教職員の公正な人事管理や資質能力の向上に取り組みます。
- (オ) 「不祥事根絶アクションプログラム」に掲げた取組の推進などにより、教職員による不祥事の根絶を図ります。
- (カ) 教職員に対し、ガイドライン「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために」の徹底を図ります。
- (キ) 教職員の心身の健康の保持増進を図るなど教職員を支援するための取組を進めます。

ウ 主な取組

- (ア) 優れた教職員の確保
- (イ) 教職員研修と調査研究の充実
- (ウ) 指導技術の共有の推進
- (エ) 優秀な教職員の表彰等の実施
- (オ) 教職員の人事評価制度の活用
- (カ) 指導が不適切である教員への対応
- (キ) 教職員による不祥事の根絶に向けた取組の推進
- (ク) 教科書採択の公正性・透明性の確保
- (ケ) 教職員の心身の健康の保持増進

ア 現状と課題

- 社会が大きく変化する中で、学校における教育活動は多岐にわたり、また、障害のある児童生徒や日本語指導を必要とする児童生徒等への対応や学力に課題のある児童生徒への教育支援など、学校が直面する課題も様々です。また、これら学校の直面する課題や役割が拡大していく中で、教員への負担増や多忙化が指摘されており、教職員の長時間勤務の縮減を図り、子供と向き合う時間を確保し、教育の質を向上させる必要があります。
- 学校が複雑化・多様化する課題に対処し、同時に、学校における働き方改革を推進するためには、組織として教育活動に取り組む体制へと改善することが必要です。その際、校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進し、外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が学校運営や教育指導に携わることのできる学校の実現や、事務職員が校務運営に参画する機会の拡大など、学校組織全体としての総合力を発揮していくことが求められます。
- また、児童生徒の教育環境を充実させるためには、教育に対する県民の関心と理解を一層深め、保護者や地域住民等と教育目標を共有しながら、適切な役割分担による学校づくりを進め、地域全体で子供たちの成長を支える必要があります。
- さらに、県民や児童生徒・保護者の信頼と期待に応える学校づくりを行うためには、学校が自らの学校運営や教育活動を評価・公表し、それに基づく改善を進めることが重要です。
- また、障害のある教職員の働きやすい環境づくりを進め、障害者雇用を推進する必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 学校における諸課題の解決に取り組むことができる学校の組織体制づくりを推進します。
- (イ) 地域の住民や保護者等の学校運営への参画を促進します。
- (ウ) 学校評価に基づき学校運営や教育活動を改善します。
- (I) 教職員の長時間勤務の縮減を図り、子供と向き合う時間を確保し、教育の質を向上させるため、学校における働き方改革を推進します。

ウ 主な取組

- (ア) 多様な人材との連携・分担体制の構築
- (イ) リーダーシップを発揮できる管理職の育成
- (ウ) コミュニティ・スクールの設置と地域学校協働活動との一体的取組の推進（施策23にも記載）
- (I) 学校評価の効果的な活用
- (オ) 学校における働き方改革の推進
- (カ) **地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備**（施策23,26,28にも記載）
- (キ) 障害者雇用の推進（施策13にも記載）

ア 現状と課題

- 少子高齢化や人口減少、グローバル化やデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展など、社会状況は大きく変化しています。また、県内の公立中学校卒業生数は、今後も減少傾向が続くことが予想されます。
- このような中、本県では、高等学校に入学する生徒一人一人の能力や特性に応じた自己実現を支援するとともに、未来を担う人材の育成を目指し、それぞれの高等学校の活性化・特色化を推進しています。
- 高等学校は、生徒一人一人が豊かで幸せな人生を実現し、持続可能な社会の創り手となれるよう、社会の変化や地域の特性、企業が求める人材等を踏まえた特色ある教育活動を展開することが求められています。また、各高等学校の活性化の観点から、公立中学校卒業生数の減少傾向を踏まえた適正な学校規模を維持していくことが必要となります。

イ 施策の方向性

- (ア) 生徒・保護者の教育ニーズに対応するとともに、時代や社会、地域の要請に応え、持続可能な社会の創り手となる人材を育成するため、学校の現状や地域の状況を見据えながら高等学校の特色化を推進します。
- (イ) 高等学校の教育の活性化の観点から、地域性を考慮した上で、様々な状況を把握しながら、教育環境の整備を進めます。

ウ 主な取組

- (ア) 社会のニーズに応える特色ある高等学校づくり
- (イ) 適正な学校規模の維持による高等学校の活性化

ア 現状と課題

- 学校や通学路などにおける様々な事件、事故、災害から児童生徒を守ることや非常時における国民保護のための対応等が強く求められています。学校は、児童生徒等の学習の場であるとともに、災害時には避難所ともなることから、安全性を確保することが重要です。
- 本県に記録的な大雨と被害をもたらした令和元年東日本台風など、近年、豪雨災害が頻発化・激甚化しており、浸水対策など学校施設の安全性を確保する必要があります。
- また、事件、事故、災害から身を守るため、学校で行う安全教育を通じて、児童生徒が自ら危険を予測し、回避する能力などを身に付けることが求められています。
- 令和5年4月には、道路交通法の改正により、自転車運転者のヘルメット着用が努力義務化されました。児童生徒が生涯にわたり交通事故の当事者とならないよう、学校において、交通ルールの遵守とマナー向上の意識を高めさせる指導の徹底を図り、自転車や自動二輪車等の安全利用を推進する必要があります。
- また、学校が組織として危機管理を適切に行えるよう、学校や教職員の危機管理能力の向上が求められています。
- さらに、登下校時などにおける児童生徒の安心・安全を確保するため、学校や家庭、地域、関係機関など地域ぐるみで取り組むことが大切です。

イ 施策の方向性

- (ア) 児童生徒が日常的に使用する学校施設の安全性を確保します。
- (イ) 児童生徒に危険を予測し、回避する能力を身に付けさせます。
- (ウ) 学校と教職員の危機管理能力の向上を図ります。
- (エ) 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

ウ 主な取組

- (ア) 県立学校施設の安全性の確保
- (イ) 安全教育の推進
- (ウ) 学校と教職員の危機管理能力の向上
- (エ) 自然災害から児童生徒の命を守る防災体制の強化
- (オ) 家庭、地域と連携した防犯・交通安全教育の推進

ア 現状と課題

- 学校の教育力の維持向上のためには、安全で快適な学習環境を整備する必要があります。
- 学校施設の老朽化対策や、脱炭素化、バリアフリー化を行うことにより、学校施設の機能を維持し、向上させていくことが求められます。
- また、学校図書館図書標準の達成に向けた資料の充実や、学校で使用する教材が十分整備されるよう計画的に進めていくことが求められています。
- さらに、生徒1人1台端末の本格的な活用が進む中、児童生徒の情報活用能力の育成や教育データの積極的な利活用による学びの個別最適化、子供が抱える様々な課題やニーズの早期発見・早期対応、校務の効率化などの取組を推進するため、より高度な利用に耐えうる無線LAN環境の構築など、デジタルイゼーションへの着実な移行のためのICT環境を整備していくことも必要です。
- 加えて、経済的環境の観点から、全ての意志ある高校生などが安心して勉学に打ち込めるよう、保護者の経済的負担を軽減し、修学を支援する取組を進めることで、誰もが質の高い教育を受ける機会を確保する必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 県立学校施設の機能維持を図るとともにバリアフリー化などを推進し、安全で快適な学習環境を整備します。
- (イ) 県立学校図書館の資料や教材の整備を推進します。
- (ウ) 教育データを活用した効果的な授業の実現、校務のデジタル化による教職員の業務負担軽減などのため、県立学校のICT環境を整備します。
- (I) 教育費の負担を軽減するため、高校生などの修学を支援します。

ウ 主な取組

- (ア) 県立学校施設の整備推進
- (イ) 県立学校図書館の資料や教材の整備・充実
- (ウ) 県立学校のICT環境の整備
- (I) 修学に対する支援

ア 現状と課題

- 本県の私立学校に在籍する園児・児童・生徒の割合は、幼稚園や専修学校でそれぞれ約95%、高等学校では約30%となっており、私立学校は本県の公教育の一翼を担っています。
- 私立学校が質の高い特色ある教育を実施し、創造性豊かな人材を育成できるようにするとともに、学校現場におけるICT化が進むよう、支援を進める必要があります。
- また、私立学校に通う園児・児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、修学を支援する取組を進めることで、誰もが質の高い教育を受ける機会を確保する必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 私立学校の健全な運営を確保するための支援を行います。
- (イ) 私立学校の園児・児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するための支援を行います。
- (ウ) 私立学校の教育の質を高め、建学の精神に基づく特色ある学校づくりを進めるための取組を支援します。
- (エ) 私立学校において、グローバル教育やICT教育を進めるための取組を支援します。
- (オ) 私立学校における校務の負担を軽減するための取組を支援します。

ウ 主な取組

- (ア) 私立学校運営に対する補助
- (イ) 私立学校の保護者負担の軽減
- (ウ) 私立学校施設の耐震化や防災機能強化、高機能化等の促進
- (エ) **グローバル教育とICT教育の促進**
- (オ) **校務の効率化を図る校務支援システム導入の促進**

ア 現状と課題

- 家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により、家庭を取り巻く環境が変化中、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっています。
- 家庭は、子供たちの自己肯定感・自己有用感を育成するとともに、子供たちの基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心などを身に付ける上で重要な役割を担っています。
- また、子供たちに学習への意欲を養い、家庭における学習習慣などをしっかりと身に付けることも求められています。
- このため、これから親になる世代や子育て中の親に対して、家庭教育に関する支援が必要です。
- また、地域の子育て支援において、幼稚園・保育所・認定こども園などが積極的に役割を果たすことの重要性が高まっています。
- さらに、次代の社会を担う子供たちの健全な育成を図るため、仕事と家庭を両立できる職場環境を整備することが求められています。

イ 施策の方向性

- (ア) 「親の学習」など、家庭教育に関する学習を推進します。
- (イ) 幼稚園・保育所・認定こども園などを活用して、子育てを支援します。
- (ウ) 小学校入学前までに子供たちに身に付けてほしいことをまとめた子育ての目安「3つのめばえ」の活用を促進します。
- (I) 仕事と家庭を両立できる環境の整備を促進します。

ウ 主な取組

- (ア) 「親の学習」の推進
- (イ) 親子のふれあいへの支援
- (ウ) 幼稚園・保育所・認定こども園などを活用した子育て支援の充実（施策5にも記載）
- (I) 子育ての目安「3つのめばえ」の活用促進
- (オ) 働き方の見直しによる仕事と家庭を両立できる環境づくり

ア 現状と課題

- 子供は地域の大人との日常的なふれあいや様々な体験を通して、地域の構成員としての社会性などを身に付けていきます。
- そのため、教育に対する県民の関心と理解を一層深め、学校と家庭、そして、企業、団体、住民などの地域が目標を共有し、社会全体で教育に取り組む必要があります
- 本県では、地域の住民の参画を得て取り組む「学校応援団」や「放課後子供教室」の活動を推進し、学校・家庭・地域が一体となって、子供たちの健やかな育成を図ってきました。これらの活動を基礎に、学校と地域の住民、保護者、企業や団体等との関係を、連携・協働という双方向の関係に発展させ、地域全体で子供の学びや育ちを支えることが求められます。
- 学校教育においては、地域の人的・物的資源を活用した実社会からの学びを充実するとともに、学校の力を地域で生かす取組を推進することが必要です。
- また、子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を学校、地域が連携して確保することが重要です。
- さらに、地域の連帯感が薄れ、青少年の非行に対する地域の抑止力が低下しています。市町村における青少年の健全育成の取組や青少年団体などの活性化が必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 「彩の国教育の日」（11月1日）における取組の推進などにより、社会全体で教育に取り組む気運を高めます。
- (イ) 地域全体で子供の学びや育ちを支える地域学校協働活動を推進し、「社会に開かれた学校」を実現します。
- (ウ) 地域の住民や保護者等の学校運営への参画を促進します。
- (I) 放課後や週末などの子供たちの居場所づくりのため、市町村を支援します。
- (オ) 保護者と教職員が連携して進めるPTAなどの活動を支援します。
- (カ) 県民・団体・企業など様々な主体の参画により青少年の健全育成を支援します。
- (キ) 学校・家庭・地域・民間団体などと連携し、有害環境から子供たちを守ります。
- (ク) 地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境整備を進めます。

ウ 主な取組

- (ア) 「彩の国教育の日」の推進
- (イ) 地域社会との連携・協働による学びの推進（施策2にも記載）
- (ウ) コミュニティ・スクールの設置と地域学校協働活動との一体的取組の推進（施策17にも記載）
- (I) 「学校応援団」の活動の充実
- (オ) 「放課後子供教室」への支援
- (カ) PTAなどの活動への支援
- (キ) 青少年健全育成活動の促進
- (ク) 青少年を有害環境から守るための取組の推進（施策7にも記載）
- (ケ) **地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備**（施策17,26,28にも記載）

ア 現状と課題

- 人生100年時代においては、これまでに培ってきた経験やスキルを生かすだけでなく、生涯を通じて新たな知識・技能を学び、身に付けることが、社会の激しい変化に対応し、充実した人生を送る上で重要になっています。
- 生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高めていくとともに、学習の成果を働くことや個人や社会の課題解決につなげていくことができるよう、社会教育施設などにおける生涯学習の機会の充実や、学びの成果を生かすための支援が必要です。
- 本県ではこれまで、若者から高齢者まで多様な世代が新たな学びを始めるきっかけづくりや生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりに取り組んできました。
- 今後は、これまでの取組を基に、様々な機関等と連携しつつ、社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめとする学習機会の充実に一層取り組んでいくことが求められます。
- また、障害者が生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、障害者の生涯を通じた学びの支援に取り組んでいく必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) NPO、民間企業等と連携しつつ、県民に豊かな学びを提供します。
- (イ) 障害者の生涯を通じた学びを支援します。
- (ウ) 県立図書館において、県民のチャレンジ支援を充実します。

ウ 主な取組

- (ア) 「子ども大学」の充実に向けた支援
- (イ) リカレント教育の推進と学びの成果の活用の支援
- (ウ) げんきプラザを活用した体験活動の充実
- (エ) 障害者の生涯を通じた学びの支援
- (オ) 県立図書館における県民のチャレンジ支援の充実

ア 現状と課題

- 近年、地域経済の縮小や商店街の衰退、地域の伝統行事等の担い手の減少など、地域社会は様々な課題に直面しています。こうした課題に対して、社会教育には、一人一人の能力の向上とともに、人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、地域社会の結び付きを強化するという大きな役割が期待されています。「人づくり・つながりづくり・地域づくり」が循環することで、活力ある地域を目指すことができます。
- そのため、地域住民の学びの場である社会教育施設の機能強化や、社会教育関係団体等をつなぐネットワークづくりを通じ、学びによる地域課題解決など社会教育を推進する必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 新しい県立図書館について、検討・推進します。
- (イ) 地域課題の解決に向け、多様な学びを支援します。

ウ 主な取組

- (ア) 新しい県立図書館の検討・推進
- (イ) 多様な学習機会の提供
- (ウ) 社会教育関係団体等をつなぐネットワークづくり
- (I) 学びを活用した地域課題解決への支援

ア 現状と課題

- 文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人と人とのつながりを強め、心豊かで多様性と活力ある社会を形成する源泉となるものです。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、文化芸術活動は中止や延期、規模縮小を余儀なくされました。こうした中、文化芸術は、人々に安らぎや明日への希望を与えるものとして、その価値や重要性が再認識されました。
- 本県では、「埼玉県文化芸術振興計画」を策定し、文化芸術で心豊かな県民生活と活力ある社会の実現を目指しています。
- 学校や地域において、子供たちの文化芸術に触れる機会を充実させることは、豊かな感性や創造性を育むことにもつながります。
- また、障害者が自らの可能性を追求しつつ、豊かな人生を送ることができるよう、障害者の文化芸術活動を支援する必要があります。
- さらに、県立美術館・博物館では、県民が身近に文化芸術に親しむことができるよう地域の文化芸術拠点として活動を充実させていく必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 県民の文化芸術活動への参加を促進し、発表の場の提供などに取り組みます。
- (イ) 子供たちの文化芸術活動の充実に取り組みます。
- (ウ) 障害者の文化芸術活動を支援します。
- (I) 地域の文化芸術活動の拠点として県立美術館などの活動を充実します。

ウ 主な取組

- (ア) 文化芸術活動への参加の促進
- (イ) 子供たちの文化芸術活動の充実
- (ウ) 障害者の文化芸術活動の支援
- (I) 県立美術館などにおける活動の充実
- (オ) **地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備** (施策17,23,28にも記載)

ア 現状と課題

- 本県は、豊かな自然環境や歴史的背景を有しており、これまで様々な文化財や風習、行事などの伝統文化が育まれてきました。
- こうした貴重な伝統文化を未来に継承していくため、本県の伝統文化の価値を確実に保存し、学校教育や生涯学習などに積極的に活用することにより、地域の持続的な維持発展を図るとともに、価値を再評価し、更なる保存・活用に結び付けていくという好循環を創り出していくことが重要です。
- また、伝統文化を未来に継承する担い手を社会全体に広げていくため、その魅力を発信し、学ぶ機会を拡大していく必要があります。
- さらに、地域における伝統文化の保存・活用の推進強化のため、市町村が主体的に行う伝統文化の保存・活用・再評価について支援を行う必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 本県の貴重な伝統文化について保存・活用・再評価を推進します。
- (イ) 伝統文化の魅力発信拠点として、県立博物館などの活動を充実します。
- (ウ) 市町村が行う伝統文化の保存・活用・再評価に関する取組を支援します。

ウ 主な取組

- (ア) 伝統文化の保存・活用・価値の再評価
- (イ) 伝統文化の魅力発信と学ぶ機会の充実
- (ウ) 市町村の取組への支援

ア 現状と課題

- スポーツは、ルールのある競技としてのスポーツのほか、仲間との交流を目的としたレクリエーションも含まれた幅広いものです。
- 本県ではラグビーワールドカップ2019日本大会と東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されました。アスリートの活躍は、県民の皆様には大きな感動を与え、スポーツへの関心を高めました。また、大会を通じて、ボランティアが活躍したほか、パラスポーツへの理解が促進されたことなどにより、共生社会の実現に向けた意識が醸成されました。他方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、練習や大会の延期や中止、無観客での試合開催、部活動などでの行動制限など、思うようにスポーツができない厳しい時期もありました。
- スポーツ・レクリエーション活動を週に1回以上する成年の県民の割合（スポーツ実施率）は令和4年（2022年）時点で57.9%であり、「埼玉県スポーツ推進計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）」の目標値である「65.0%以上」には到達していません。また、スポーツを現地で観戦した割合は19.2%（目標値：50.0%以上）、スポーツに関するボランティアに参加した割合（目標値：10.0%以上）は4.3%となっています（スポーツ実施率は、「埼玉県5か年計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）」の施策指標としても設定）。
- スポーツ実施率の向上のためには、ライフスタイル・ライフステージに合わせた多彩なスポーツの機会の充実と基盤づくりが求められます。また、スポーツ観戦やスポーツボランティア活動をより活発にするためには、魅力あるスポーツ大会やイベントの開催、スポーツ関連情報の積極的な発信が求められます。

イ 施策の方向性

- (ア) 県民が、それぞれの目的・関心や状況に応じてスポーツに親しむことができるよう様々なスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- (イ) 県民一人一人がスポーツの価値を享受できるように、多彩なスポーツの機会を創出し、積極的な情報発信をします。

ウ 主な取組

- (ア) 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の充実と基盤づくり
- (イ) 子供・若者のスポーツ活動の充実
- (ウ) **地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備**（施策17,23,26にも記載）
- (I) パラスポーツの推進

ア 現状と課題

- 埼玉県ゆかりの選手のアスリート（パラアスリートを含む）が、国際大会や国民体育大会（国民スポーツ大会）などのスポーツ大会に出場し活躍することは、県民に感動や勇気、夢や希望を与えてくれます。国際大会における埼玉県ゆかりの選手の8位以上の年間延べ入賞者数は令和4年度（2022年度）時点で461人（目標値：500人）となっています。
- 県では、スポーツ科学の知見などを積極的に活用し、パラスポーツを含む多様な競技の競技力向上を図るため、ジュニア期からトップアスリートまで、一貫した育成支援体制の充実を目指しています。強化指定選手を対象に、科学的根拠に基づき年齢や性別に応じた育成プログラムを実施するほか、専門家によるトレーニング指導やメンタル指導、栄養学などのサポートを実施しています。
- また、児童生徒を対象に様々な競技を体験する機会を提供し、各競技の裾野拡大に取り組んでいます。
- 今後は、競技団体、部活動、スポーツ少年団等の指導者の科学的根拠に基づいた指導力強化を図るとともに、各団体における暴力・ハラスメントの根絶やガバナンスの強化等を行うことが必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 適性や競技特性を考慮したアスリートの発掘を行い、その後の育成・強化と一貫した支援体制を整備・充実させます。
- (イ) パラスポーツについては、タレント発掘のための取組が、競技の裾野を広げ、スポーツを実施する障害者を増やすことにもつながることから、幅広い層へのアプローチが可能となるよう関係団体と連携して取り組みます。
- (ウ) スポーツ団体の自主的・自律的なガバナンス強化を促し、スポーツ団体の組織運営の透明化を図ります。
- (I) スポーツが本来有する魅力や社会に対する影響力の強さを意識しつつ、スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶に努め、県民やアスリートが安心してスポーツに親しむことができる環境をつくります。

ウ 主な取組

- (ア) スポーツ科学によるアスリート（パラアスリート含む）の競技力向上
- (イ) プロ・トップスポーツチーム等と連携した支援の充実
- (ウ) スポーツ・インテグリティ及び安全・安心の確保